

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成19年規程第6号）第5条の2第2項及び札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）第2条の2第2項の規定に基づき、札幌医科大学医療人育成センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 センターは、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 入試・高大連携部門
- (2) 教養教育研究部門
- (3) 教育開発研究部門
- (4) 統合IR部門
- (5) 応用情報科学部門

(所掌事項)

第3条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医学部、保健医療学部及び大学院の入学選抜、教養教育及び専門教育の研究に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。

2 前条に掲げる各部門が所掌する業務は、別に定める。

(庶務)

第4条 センターの庶務は、事務局学務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規程第15号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規程第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規程第18号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第40号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第35号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。